

第1回鳥取県美術館整備基本計画策定アドバイザー委員会

日時：平成29年8月4日（金）
午後1時～
場所：エキパル倉吉 多目的ホール

《当日の会議日程》

- 午後1時～ 県立美術館建設予定地視察（倉吉市営ラグビー場）
午後2時～ 第1回鳥取県美術館整備基本計画策定アドバイザー委員会（エキパル倉吉）

1 開 会

2 次 第

(1) 鳥取県美術館整備基本計画策定アドバイザー委員会の運営について

(2) 鳥取県立美術館整備基本構想について

(3) 鳥取県立美術館整備基本計画について

(4) その他

3 閉 会

《配布資料》

資料1	鳥取県美術館整備基本計画策定アドバイザー委員会の運営について・・・	1
資料2	鳥取県立美術館整備基本構想（概要版）・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	（別冊 鳥取県立美術館整備基本構想）	
資料3	鳥取県立美術館整備基本計画の検討スキーム・・・・・・・・・・・・	15
資料4	鳥取県立美術館整備基本計画の項目構成の方向性・・・・・・・・・・	17
資料5	鳥取県立美術館整備基本計画策定の進め方・・・・・・・・・・・・・・	24

《参考資料》（別冊）

参考資料1	鳥取県立博物館の年度別利用者数（平成19年度～平成29年度）・・・・	1
参考資料2	鳥取県立博物館（美術分野）普及活動の状況（平成26年度～平成28年度）・・・	9
参考資料3	鳥取県立博物館（美術分野）収蔵作品等の状況（平成29年4月1日現在）・・・	20
参考資料4	美術館建設場所「倉吉市営ラグビー場」の概要・・・・・・・・・・・・	22
参考資料5	県立美術館整備に関する説明会・県議会等での議論・・・・・・・・・・・・	28

鳥取県美術館整備基本計画策定アドバイザー委員会委員名簿

氏名	役職等	備考
はやしだ ひでき 林田 英樹	日本工芸会理事長、元文化庁長官、元国立科学博物館長、 元国立新美術館長	
みずさわ つとむ 水沢 勉	神奈川県立近代美術館館長、 鳥取県美術資料収集評価委員会委員	
かとう てつひで 加藤 哲英	鳥取県美術家協会 会長	
いけもと よしみ 池本 喜巳	写真家	
ごとう ともこ 五島 朋子	鳥取大学地域学部 教授	
いねにお さわこ 稲庭 彩和子	東京都美術館アート・コミュニケーション係長 学芸員、 文化庁「博物館の管理運営に関する研修」企画運営会議 委員	
つかだ みき 塚田 美紀	世田谷美術館学芸部企画担当主査 学芸員	
たかす よしこ 高増 佳子	国立米子工業高等専門学校建築学科 准教授	
よしむら としひろ 吉村 寿博	吉村寿博建築設計事務所 代表	

鳥取県美術館整備基本計画策定アドバイザー委員会の運営について

1 鳥取県附属機関条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関(以下「附属機関」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この条例に規定する事項について法律又は他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(設置)

第2条 別表第1の右欄に掲げる事項を調査審議させるため、知事の附属機関として、同表の左欄に掲げる機関を設置する。

2 別表第2の右欄に掲げる事項を調査審議させるため、教育委員会の附属機関として、同表の左欄に掲げる機関を設置する。

3 前2項に定めるもののほか、知事、教育委員会その他の執行機関は、設置期間が1年未満の附属機関を設置することができる。

4 執行機関は、前項の規定により附属機関を設置するときは、あらかじめ、機関の名称、調査審議させる事項、設置期間その他必要な事項を告示しなければならない。

(組織)

第3条 附属機関は、執行機関が定める人数の委員をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、その調査審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、執行機関が任命する。

2 委員の任期は、執行機関が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 附属機関は、議事に関係のある 委員の半数以上が出席 しなければ、会議を開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決するものとする。

3 附属機関は、必要があると認めるときは、議事に関係を有する者に対して出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(部会等)

第6条 附属機関は、その定めるところにより、部会又は分科会(以下「部会等」という。)を置くことができる。

2 部会等に属すべき委員は、附属機関が指名する。

3 前条の規定は、部会等の会議について準用する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、附属機関が定める。

2 鳥取県美術館整備基本計画策定アドバイザー委員会の設置 (平成29年7月18日付鳥取県教育委員会告示)

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県美術館整備基本計画策定アドバイザー委員会	鳥取県立美術館整備基本計画策定に関する事項	平成29年7月18日から平成30年6月30日まで	博物館

3 鳥取県美術館整備基本計画策定アドバイザー委員会運営要綱の制定

委員会の運営に関し必要な事項について、次のとおり運営要綱を制定することとしたい。

鳥取県美術館整備基本計画策定アドバイザー委員会運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県美術館整備基本計画策定アドバイザー委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

（調査審議する事項）

第2条 委員会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号。以下「条例」という。）第2条第3項及び第4項の規定に基づく告示（平成27年鳥取県教育委員会告示第22号）で定める事項を調査審議するものとし、その具体的な内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）鳥取県立美術館整備基本構想に基づき整備する美術館に必要な機能、施設設備、事業運営等に関する具体的な事項（以下「基本計画」という。）

（2）その他基本計画を策定するために必要な事項

（組織）

第3条 委員会の委員（以下単に「委員」という。）は9人以内とし、別表に掲げる者をもって組織する。

（座長）

第4条 委員会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名する委員が、その職務を代行する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、博物館長が招集し、座長が議長となる。

2 委員会の議事は、条例第5条第2項に定めるところにより決するほか、可否同数のときは、座長の決するところによる。

（その他）

第6条 この要綱で定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月18日から施行し、平成30年6月30日限り廃止する。

別表（第3条関係）

鳥取県美術館整備基本計画策定アドバイザー委員会

氏名	役職等
林田 英樹	日本工芸会理事長、元文化庁長官、元国立科学博物館長、元国立新美術館長
水沢 勉	神奈川県立近代美術館館長、鳥取県美術資料収集評価委員会委員
加藤 哲英	鳥取県美術家協会 会長
池本 喜巳	写真家
五島 朋子	鳥取大学地域学部 教授
稲庭 彩和子	東京都美術館アート・コミュニケーション係長 学芸員、文化庁「博物館の管理運営に関する研修」企画運営会議 委員
塚田 美紀	世田谷美術館学芸部企画担当主査 学芸員
高増 佳子	国立米子工業高等専門学校建築学科 准教授
吉村 寿博	吉村寿博建築設計事務所 代表

4 鳥取県美術館整備基本計画策定アドバイザー委員会の座長の選任

委員の互選により、委員会の座長を選任していただきたい。

鳥取県立美術館整備基本構想 (概要版)

※詳細は、別冊「鳥取県立美術館整備基本構想（平成29年3月鳥取県教育委員会）」
を確認してください。

鳥取県立美術館整備の基本構想 1

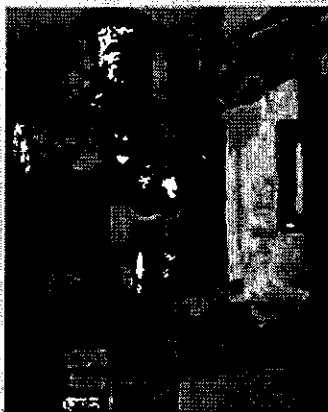
《必要性》

鳥取県の美術の
継承と発信

内外の美術との
接点と交流

県民の創造性と
鳥取県の魅力の向上

学校教育等と連携した
美術を通じた学びの拠点



前田寛治〈棟梁の家族〉



辻晋堂〈拾得〉

県内どこでも
美術館のサービスが享受

《基本的な在り方》

- ①「とっとり」の「アート」を本拠に守り、県内外に発信する場をもち、内外の多彩で豊れたアートに触れる機会を確保
- ②人々が楽しみ、夢と喜びを共有し、語りあえる場をもち、子どもから高齢者が豊れたアートと出会い、想像力や創造力を育む場を確保
- ③地域に根差し県民の「アートの力」で豊れた場をもち、県民の「アートの力」で豊れた場を確保
- ④アートによって街を創り出す場をもち、街の魅力を高め、街の魅力を高める場を確保
- ⑤鳥取県創生の拠点となる「とっとり」の「アート」の発展を求め、次代に向けて新たな地平を拓くことを目指す

鳥取県立美術館整備の基本構想.2

施設規模（モデル）と建築工事費

（詳細は資料2別冊P10「第4章必要な施設設備と規模」参照）

主な機能	主な施設・設備	面積の試算
収集・保管	収蔵庫、一時保管庫、準備室、撮影室 等	2,280㎡
展示	常設展示室、企画展示室 等	2,450㎡
調査研究	研究室、研究用図書室、研究資料倉庫 等	330㎡
教育普及	ホール、図書・情報コーナー、ワークショップルーム、キッズルーム、ボランティア室 等	550㎡
地域・県民との連携	県民ギャラリー、スタジオ 等	1,000㎡
(管理・共用スペース)	レストラン、ショップ、エントランス、事務室、機械室、倉庫 等	5,630㎡
延べ床面積		約9千㎡～12千㎡

建築工事費概算額：約60～100億円程度



経済波及効果：約98～164億円

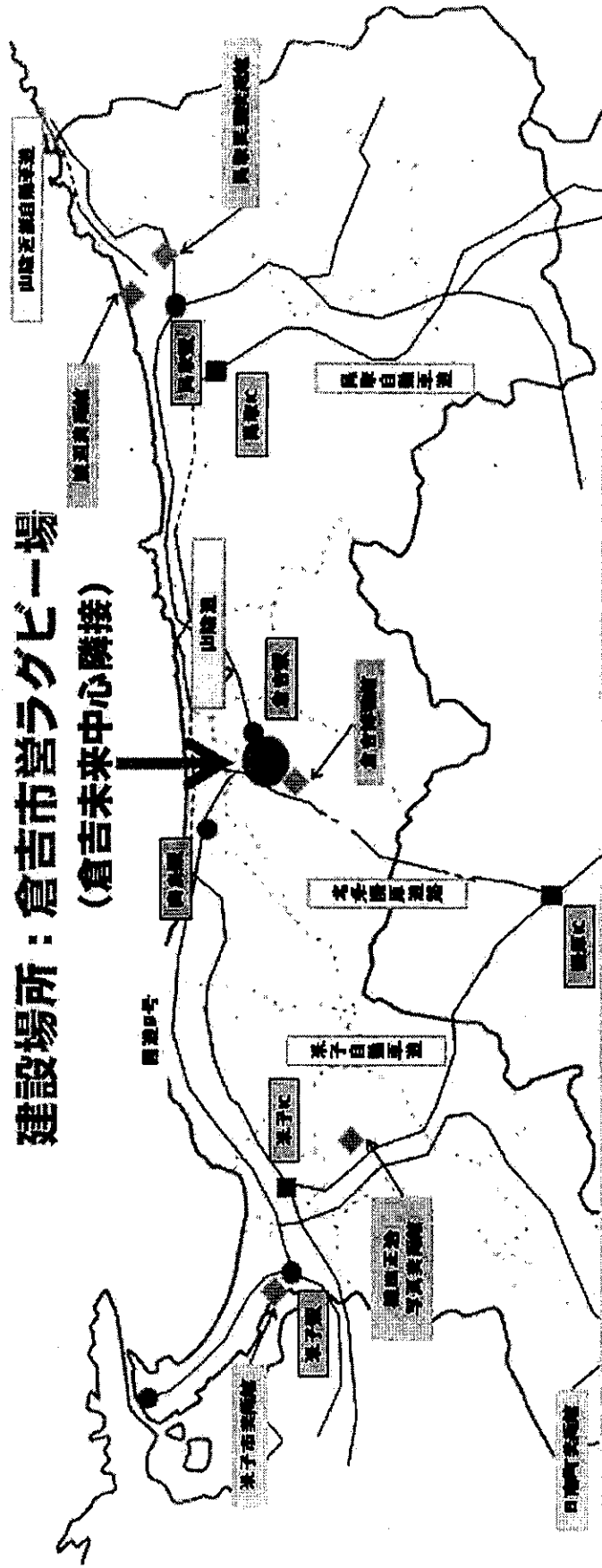
(参考) 他の県立集客施設の総工費

- ・ 県民文化会館 129億円
- ・ 倉吉未来中心 119億円
- ・ とっとり花回廊 182億円
- ・ 布勢総合運動公園 244億円

⇒ **高齢者や子どもたち、障がい者なども利用しやすい施設とし、様々な人々が訪れ、集い、楽しみ、交流する拠点となる美術館**

鳥取県立美術館整備の基本構想3

建設場所：倉吉市営ラグビー場 (倉吉未来中心隣接)



〈倉吉市営ラグビー場〉

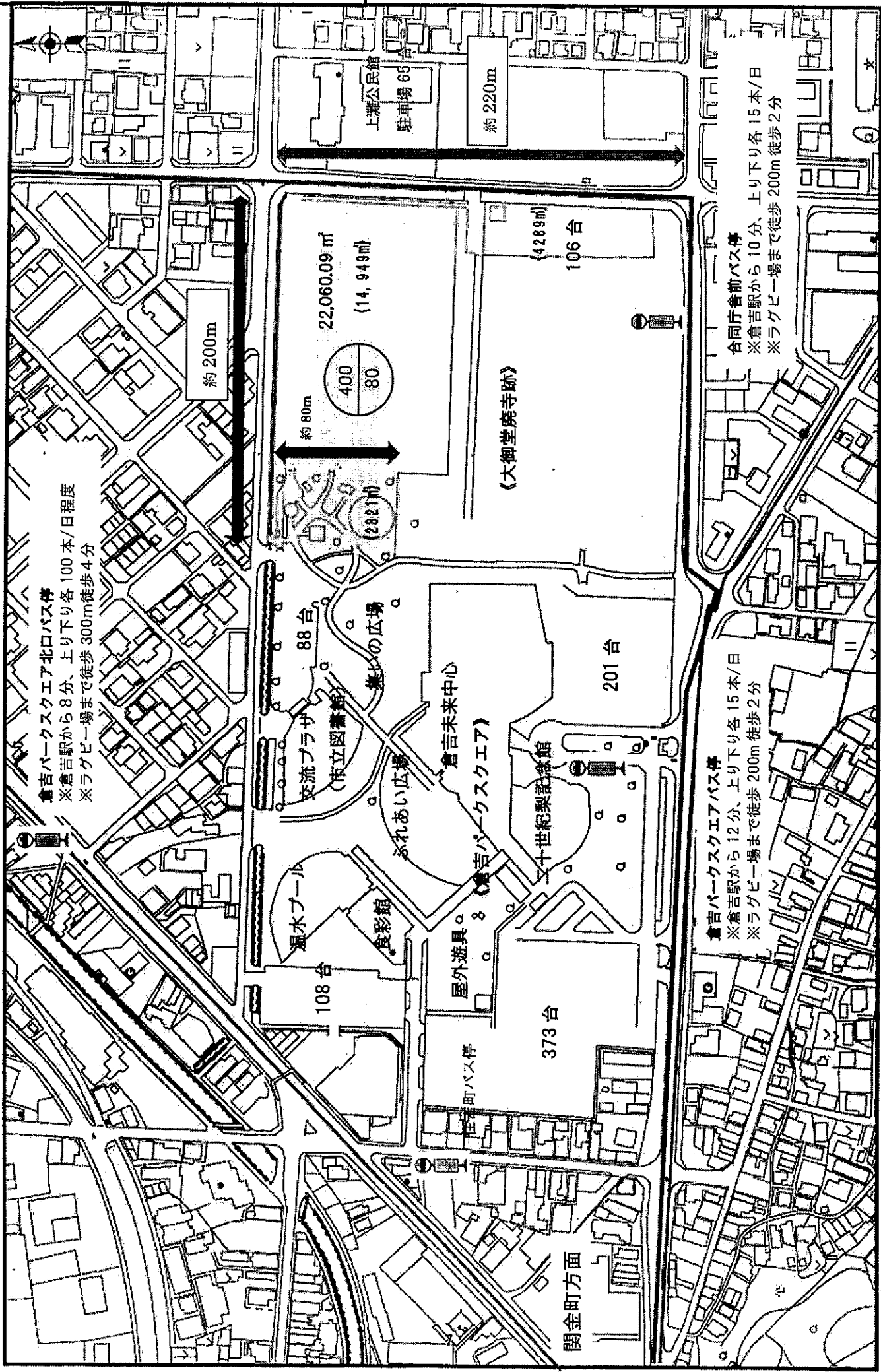
- ・お年寄り、障がい者から子ども達まで様々な人々が全県から集まりやすい。美術館の側からも各地域へのアウトリーチによる活動が行いやすい。
- ・約2.2万㎡の整形地であり、必要な機能を備えた施設を整備しやすい。
- ・20世紀梨記念館、赤瓦、白壁土蔵群などの観光施設、倉吉未来中心、倉吉博物館、倉吉市立図書館などの文化施設などと連携しやすい。

〈基本構想〉

- 5 地域・学校・県民との連携・協働
- (6)特に県内の他の美術館その他の文化施設との間で協力・連携のネットワークを構築し、ハード・ソフトの両面でその中核拠点となつて、県内のどこに住んでいても県立美術館を含む各施設の文化的サービスが容易に享受できるようにし、新しい文化の創造・発展を全県的に推進していくことができる機能。

倉吉駅方面

倉吉パークスクエア北口バス停
 ※倉吉駅から8分、上り下り各100本/日程度
 ※ラグビー一場まで徒歩300m徒歩4分



約200m

約80m

22,060.09 m²
 (14,949 m²)

400
 80

282.1m

(大御堂廃寺跡)

(428.9m)
 106台

201台

88台

108台

373台

合同庁舎前バス停
 ※倉吉駅から10分、上り下り各15本/日
 ※ラグビー一場まで徒歩200m徒歩2分

倉吉パークスクエアバス停
 ※倉吉駅から12分、上り下り各15本/日
 ※ラグビー一場まで徒歩200m徒歩2分

三朝町方面

1/3000



関金町方面

鳥取県立美術館整備の基本構想 4

事業計画

県立美術館を核に県下各地の文化施設を結び付けたネットワークを形成し、文化の創造・発展効果を全県に広げるため、次のような事業を実施

【**収集保管**】 本県にゆかりのある美術作品の収集保管など

【**常設展示**】 収蔵作品のジャンル別展示や、野外等のオープンスペースでの展示を行う。

【**企画展示**】 国内外の著名作家や本県ゆかりの作家の作品の展覧会
に加え、次のような従来あまり行っていないタイプの展覧会も開催する。

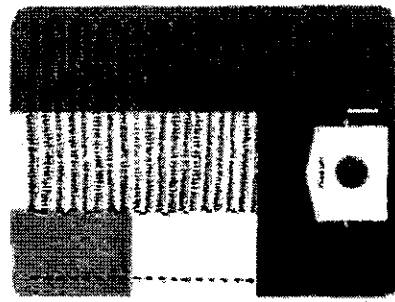


・「まんが王国」を題する本県の特性を活かした漫画、アニメなどのポップカルチャーに関する展覧会

・通常の展示が観覧しにくい方に配慮した展覧会

・体感型展示などを使った子ども向けの展覧会

・高校生キュレーターが主体的に企画・準備・運営を行う展覧会



【教育普及】

障がいのある方も参加できるワークショップや子ども向けのプログラムの充実を図り、新たな利用者を掘り起こす。

- ・県内の小学3(4)年生全員に年に1回は美術館に来館
- ・地面に落書きするイベント
- ・学校利用時の対話型鑑賞対応

【地域・学校・県民連携】

・県民の創作発表機会の提供や国内外の作家を招いた

製作発表の取組のほか、ボランティアスタッフの活動の拠点化等を進める。

- ・学校の授業での美術館活用等について相談・支援を行うとともに、美術を通じた学びの方法の研究等を行う

目玉

美術ラーニングセンター的な機能を美術館に持たせる。

- ・美術館との連携の核となる教員を指定・委嘱し、その教員を核としての各学校における連携活動を推進する。



■利用見込み 年間利用者約20万人(多少抑制的に見込めば10万人)

■運営費 約3.9億円

(施設規模を圧縮し、それに応じて利用も抑制的に見込めば3.2億円)



GIFUワークショップギャザリング
モザイクアート・ワークショップ風景
(運営:みのかも文化の森
美濃加茂市民ミュージアム)



「ワンダフルワールド」〜こどものワック
ク、いっしょにたのしもう。みる・はなす、
そして発見!の美術展
東京都現代美術館 2014展示室風景

【新たな美術館整備を活かした美術館ラーニングセンターの創設】

《設置のねらい》

学校教育や社会教育と連携して“美術を通じた学び”の全国・世界に誇れる拠点とすることを目指す。

次代を担う子どもたちが想像力や創造性を育む

美術館ラーニングセンター（検討中）

— 一学校と美術館の連携を強化する取組み —

- ① 学校等の「美術館活用」についての相談窓口・支援
- ② 「美術を通じた学びの方法」の研究・情報を蓄積

主な事業内容

- ・対話による鑑賞の理論研究
- ・対話による鑑賞の方法論の研究
- ・対話による鑑賞授業の普及・支援
- ・障がいのある方等に対するプログラムの研究
- ・県内教員の来館促進
- ・教員向け鑑賞ガイドブックの作成

美術館



(例) ・県内小学3(4)年生全員が来館
・展示室を利用した鑑賞授業

連携

支援

学校



(例) ・美術作品レクチャー
・創作活動支援 ・ワークショップ

鳥取県立美術館整備の基本構想5

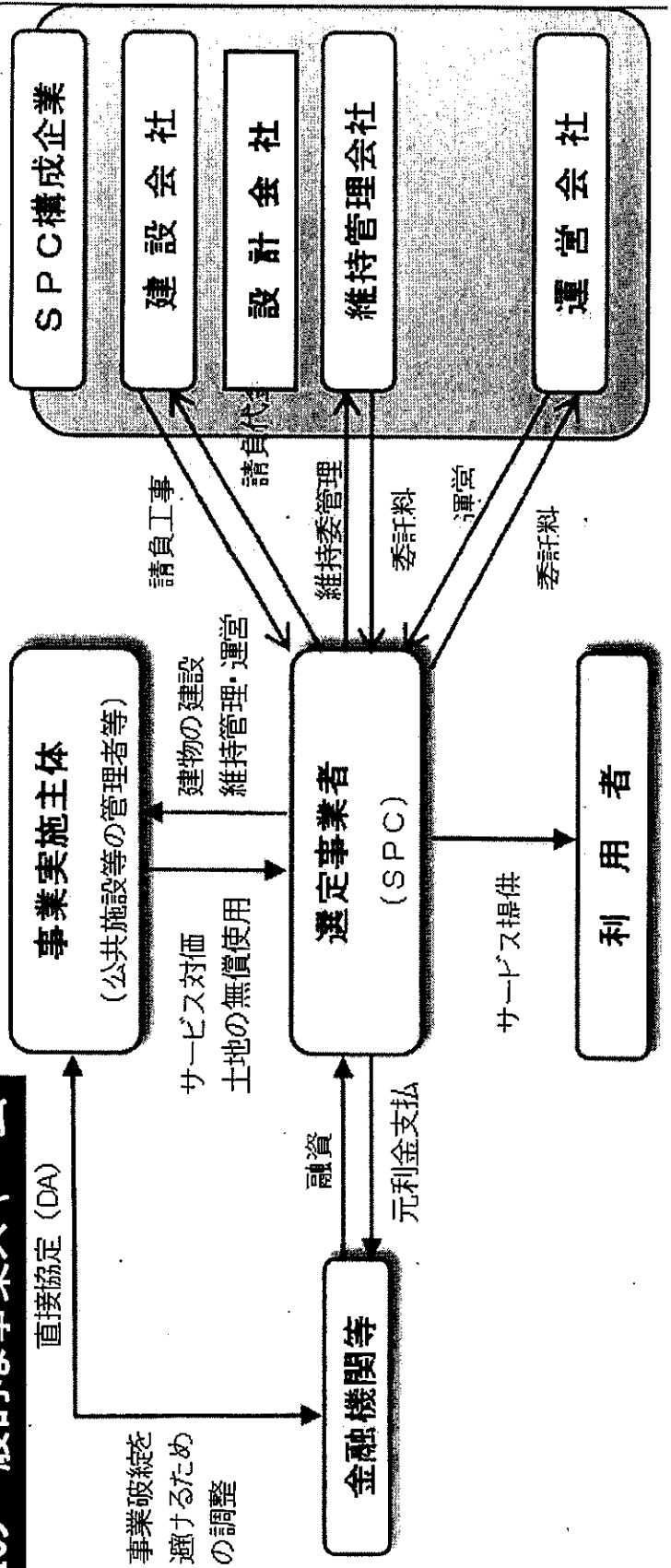
整備・運営手法の検討《PPP/PFI手法活用の優先的検討》

美術館の整備・運営については、従来型手法(県の直営実施)に優先して、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した多様なPPP/PFI手法を検討

PFIの効果

- 1 低廉かつ良質な公共サービスが提供されること
- 2 公共サービスの提供における行政の関わり方の改革
- 3 民間の事業機会を創出することを通じ、経済の活性化に資すること

PFIの一般的な事業スキーム



鳥取県立美術館整備の基本構想6

《基本構想 今後の進め方》

- ・2次交通の利便性向上対策に関する地元市町村、地域交通機関等との連携・協力
- ・県下各地の文化施設との間のネットワークの構築(そのための関係施設、市町村との連携・協力)
- ・県博に美術部門の機能がある程度維持していくことは極めて重要であり、県博が、自然、歴史・民俗分野の施設となった後も、県立美術館と連携して県東部で相当規模の美術展を開催したり、教育普及活動等を行うことができるようにしておくことが必要。

鳥取県立美術館整備の基本構想7

《鳥取県立美術館整備推進事業についての附帯意見》

1. 美術館建設候補地となっていた関係市町に対して、建設地決定の経緯について充分な説明責任を果たし、理解を得るよう努めること。
2. 美術館の建設に当たっては、過度な施設整備を控え建設費用の削減に努めるとともに、管理運営費が過大とならないような施設とし、後世の県民負担とならないように充分留意すること。
3. 鳥取藩ゆかりの絵師(土方稻嶺、片山楊谷、黒田稻臯、沖一職など)の作品や当時の美術工芸品、更には、鳥取市にゆかりのある吉田璋也に代表される民芸運動による工芸及び近現代の工芸作品は、その歴史的、地域的背景を勘案し、現在の博物館施設に残すこと。
併せて、引き続き研究・管理・展示・解説ができるよう学芸員を配置すること。
4. 鳥取市が美術館建設を行う際には、以前の鳥取市桂見の美術館構想の経緯もあり、県は支援協力をすること。

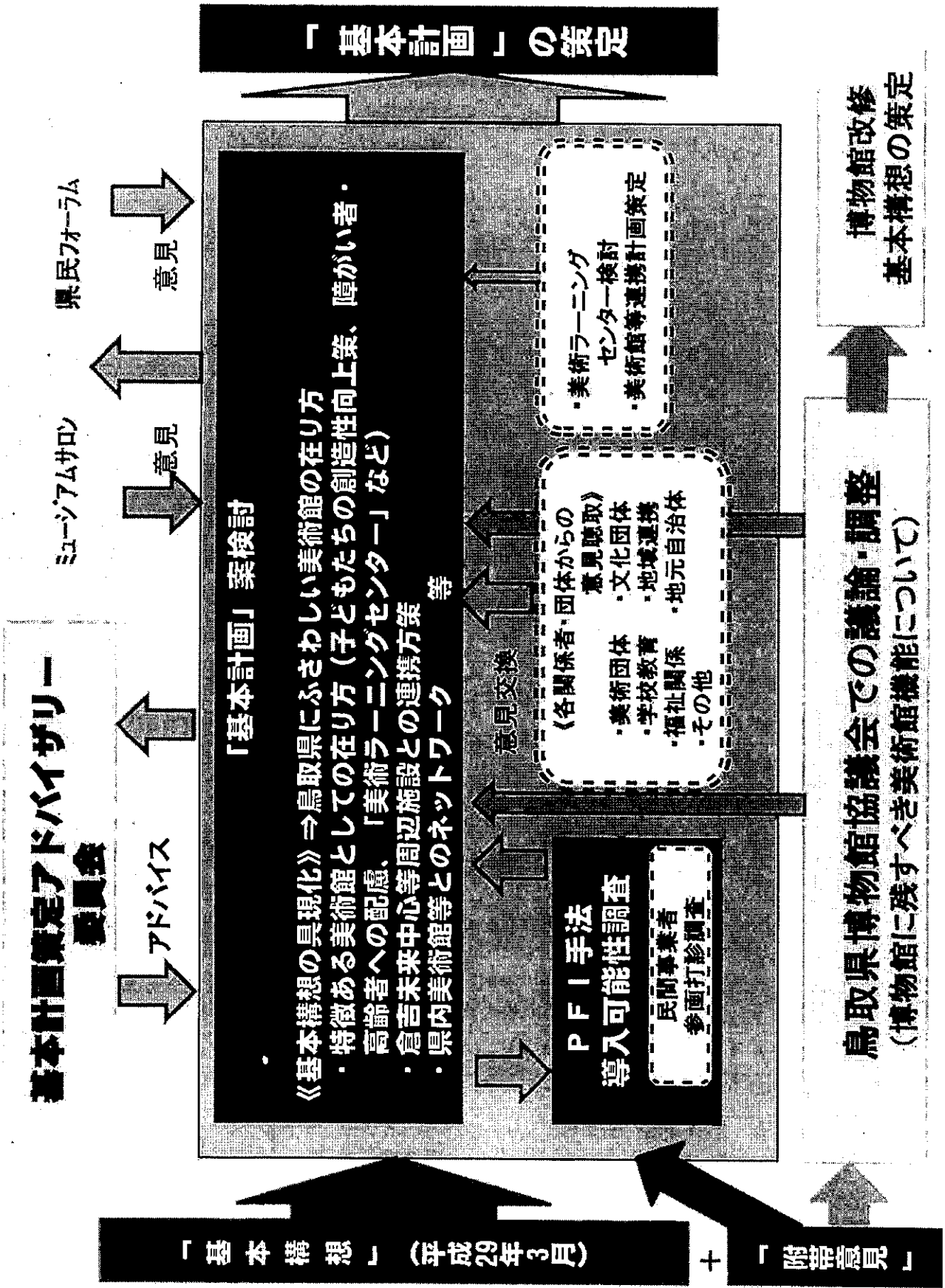
鳥取県立美術館整備推進事業についての附帯意見3への対応(案)

【考え方】

- ・博物館に一定の美術展示・展示室機能・美術収蔵機能を残し、東部地区での美術に触れる機会や美術展覧会開催の場所の確保を図る。
- ・新美術館をメインとしながらも、博物館にも一部作品を残し、歴史展示の中で見せる展示方法は美術館展示とは切り口を変えた効果的な方法。

【対応案】(この案は県立博物館事務局の素案であり、今後、鳥取県博物館協議会で議論・整理される。)

- ①博物館の企画展示室2室を引続き残し、相当規模の美術系展覧会の開催等に対応できる機能とする。
- ②博物館企画展示室で継続的に藩絵師作品及びゆかりの民芸作品の展覧会を開催する。
- ③上記対応のため、一部の藩絵師作品・ゆかりの民芸作品を博物館で所蔵する。
- ④人文分野の本県歴史を紹介する常設展示において藩絵師作品・ゆかりの民芸作品を歴史展示として混合展示を行う。

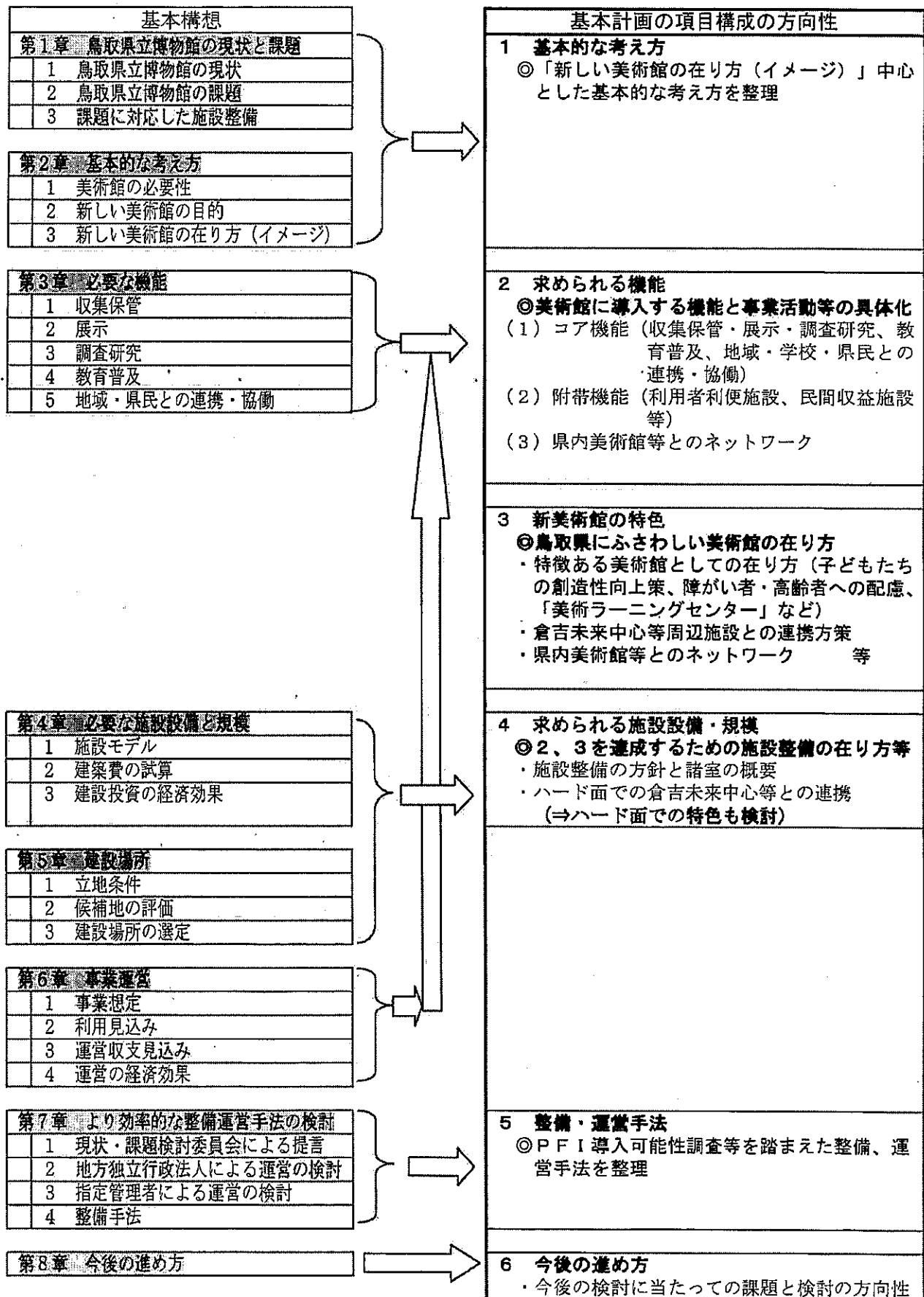


美術館整備基本計画策定に係る意見交換実施団体(案)

番号	区分	団体名等	
1	01 文化	鳥取県美術家協会	
2	01 文化	鳥取県写真家連盟	
3	01 文化	鳥取県書道連合会	
4	01 文化	鳥取県デザイナー協会	
5	01 文化	鳥取県陶芸会	
6	01 文化	鳥取県七宝協会	
7	01 文化	鳥取県文化団体連合会 舞台分野	
8	01 文化	鳥取県文化団体連合会 文芸分野	
9	01 文化	鳥取県文化団体連合会 市町村分野	
10	02 関連施設	公益財団法人鳥取民藝美術館	美術館等連携計画策定事業で対応
11	02 関連施設	公益財団法人渡辺美術館	美術館等連携計画策定事業で対応
12	02 関連施設	倉吉博物館・倉吉歴史民俗資料館	美術館等連携計画策定事業で対応
13	02 関連施設	北条歴史民俗資料館	美術館等連携計画策定事業で対応
14	02 関連施設	米子市美術館	美術館等連携計画策定事業で対応
15	02 関連施設	伯耆町立写真美術館	美術館等連携計画策定事業で対応
16	02 関連施設	日南町美術館	美術館等連携計画策定事業で対応
17	02 関連施設	塩谷定好写真記念館	ミュージアムサロンで対応
18	02 関連施設	青山剛昌ふるさと館	
19	03 隣接	鳥取県立倉吉未来中心	隣接施設相乗効果検討で対応
20	03 隣接	倉吉市立図書館	隣接施設相乗効果検討で対応
21	03 隣接	鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館(なしっこ館)	隣接施設相乗効果検討で対応
22	04 教育	(美術ラーニングセンター検討で対応)	
23	05 観光	公益社団法人鳥取県観光連盟	
24	05 観光	一般社団法人 鳥取中部観光推進機構	
25	07 福祉	あいサポート・アートインフォメーションセンター	
26	10 行政	中部市町	

※上記の他、基本計画策定に当たってのミュージアムサロン、県民フォーラム、出前説明会等を開催する。

鳥取県立美術館整備基本計画の項目構成の方向性



新しい美術館の在り方（イメージ）

1. 「とっとりのアート」の魅力を知り、大切に守り、誇りを持って県内、県外そして世界へと発信するとともに、より多くの人々に内外の多彩で優れたアートに触れる機会を提供する。
2. 人々が思い思いに楽しみと夢と喜びを見出し、次代を担う子どもたちが優れたアートと出会い、想像力や創造性を育むことができる場所とする。
3. 地域に根差し県民のアイデアと愛情で運営される、「私たちの県民立美術館」となる。
4. アートによって街を目覚めさせて文化的感性の高い賑わいのある地域づくりに貢献する。
5. 鳥取県創生の拠点となるよう、大胆かつ柔軟に新たな可能性を求め、次代に向けて新たな地平を拓くことを目指す。

必要な機能1 収集保管

- 1 鳥取県にゆかりのあるものを中心に、優れた美術作品や貴重な関係資料を、国内法規や国際協定等を遵守しつつ、体系的・計画的に収集し、そのコレクションを継続的に充実させていくことができる機能。
- 2 収集した美術作品等に関する情報を適切に記録・管理し、随時調査研究等に活用・提供する機能。
- 3 収集した美術作品等を次世代に継承するために温湿度や照明が最適に保たれ、災害等に対しても安全な環境の下で適切に保存・管理し、必要に応じて修復等も行うことができる機能。

《事業想定》

1 本県にゆかりのある美術作品の収集

鳥取県にゆかりのある作品を中心に、国内外の優れた美術作品や貴重な関係資料を体系的、計画的に収集し、そのコレクションを継続的に充実させていく。

2 本県にゆかりのある美術作品の保管

収集した美術作品を適切、安全な環境の下で保存・管理。

《参考》美術作品の収集方針

美術作品の収集は『鳥取県にゆかりのある作家や、その作家とつながりのある作家の作品』の方向を基本としつつ、現存、物故を問わない。

具体的な収集基準

- (1) 鳥取県に関係した近世以前の美術作品
- (2) 鳥取県にゆかりのある近代作家の美術作品
- (3) 鳥取県にゆかりのある現代作家の美術作品
- (4) 鳥取県の自然や風物などを題材にした美術作品
- (5) 郷土作家とつながりをもつ国内外の作家の優れた美術作品

必要な機能2 展示

- 1 収集した美術作品をなるべく多く県民に鑑賞してもらうため、主要な作家や作品は常に紹介・展示し、文化的発展を図ることができる機能。
- 2 県民の多様な関心や興味に応えつつ、時代の潮流や美術の動向に即して、大型作品も含め国内外の優れた美術品を紹介し、新たな文化の創造に資するための特別展示を適切な展示環境の下で行うことができる機能。
- 3 年齢や言語、障がい等にかかわらず来場者に親しんでもらえるような展示を行うことができる機能。

《常設展示事業想定》

- 1 収蔵作品のジャンル別展示
 - ・収蔵作品については、ジャンル別(日本画、洋画、彫刻、工芸、写真)に専用の常設展示室を設けて展示し、本県ゆかりの主要作家の代表作が常時鑑賞できるようにする。
 - ・自然光のもとでの作品展示や、タブレット端末、スマートフォンを利用して写真、解説文を併せて視聴できる音声ガイダンスなど新しい展示や解説の工夫を取り入れ、ギャラリートークも充実して、作品の魅力を鑑賞者に分かり易い形でより深く伝える。
- 2 オープンスペース等での展示
 - ・美術館の外にも作品に触れることができる親しみやすい空間を創出するため、野外にも彫刻作品や参加型の作品を配置。
(例：十和田市現代美術館、金沢 21 世紀美術館、香川県直島の現代美術施設)
 - ・鳥取県立美術館以外では鑑賞、体験できない作品や空間を創出するため、館内のフリースペースに現代美術作家によるコミッションワーク(注文による作品)を展示。
(例：豊田市美術館、青森県立美術館)

《企画展示事業想定》

- 1 国内外の著名作家の展覧会の充実(年3~4回程度)
鳥取にいながら国内外の名画・名品を鑑賞できる展覧会を開催し、県民に世界・日本とつながることのできる鑑賞機会を提供。
- 2 鳥取県ゆかりの作家の展覧会の充実(年1~2回程度)
鳥取県ゆかりの作家の展覧会を開催し、鳥取県の文化的個性を確認しながら、本県ゆかりの多彩で良質な美術に親しむことのできる鑑賞機会を提供。
- 3 従来あまり行っていないタイプの展覧会の開催(年1回程度)
次のような展覧会を開催することにより、新たな来館者を掘り起こし、様々な人が気軽に楽しむことのできる施設とする。
 - ・「まんが王国」を謳う本県の特性を活かした、若者を中心に人気がある漫画、アニメなどのポップカルチャーに関する展覧会
 - ・通常の展示が観覧しにくい方(障がいのある方、車椅子を利用される方、乳幼児と保護者など)に配慮した展覧会(※子どもや車椅子の方の目線の高さに合わせた展示、作品解説が読みにくい方などへの音声ガイド、乳幼児連れの方を優先する鑑賞時間の設定等)
※こうした配慮は、常設展示についてもできる限り行うものとする。
 - ・子ども(幼児~低学年)向けの内容・方法(体感型の展示など)による展覧会
 - ・公募した高校生キュレーターが主体的に企画・準備・運営を行う展覧会
- 4 他施設を活用した展開
館外の様々な文化施設(借り上げた空き屋等を含む)と連携し、これをサテライト的に活用して現代美術系の企画展の支会場としたり、その施設特性や立地環境に即した特別展を開催する。

必要な機能3 調査研究

- 1 収集した美術作品とそれに関する資料についての調査研究や、美術館の運営・活動に関する調査研究を集中的に行うことができる機能と、調査研究に必要な資料や図書を迅速に参照等することができる機能。
- 2 調査研究の成果を反映した展覧会を開催し、あるいはその成果を取りまとめた紀要を発行して、成果を県民等に還元することができる機能。

《事業想定》

1 収集資料の活用

収集した作品や資料の調査研究を行い、必要があれば館外の研究者等との共同調査も実施。

2 各種データベースの提供

収集した作品・資料に関するデータベースを構築し、館外の研究者等に情報を提供。

3 美術教育の調査研究

県下の各学校と連携して教育普及に記載するような取組を展開する一方で、その更なる充実に向けて、次のような体制を整備する。

- ・学校の授業に美術館の学芸員や資料を活用することや美術館で授業その他の学校行事を行うこと等について相談を受け、必要な支援を行うとともに、美術を通じた学びの方法等を研究し情報を蓄積する「美術ラーニングセンター」的な機能を美術館に持たせる。
- ・美術館との連携の核となる教員を指定・委嘱し、その教員を核として各学校における連携活動を推進する。

必要な機能4 教育普及

- 1 多様な県民ニーズに応えつつ、美術に関して個別的な学習や体験をする機会（体験講座、ワークショップ、ギャラリートーク、講演会等）を県民に提供し、文化の創造・発展を図るため、様々な手法、資料、設備等を活用することができる機能。
- 2 年齢や言語、障がい等にかかわらず、様々な人々が参加できるプログラムを提供することができる機能。
- 3 学芸員等を学校や公民館等に派遣し、上記のようなプログラムを児童・生徒や地域住民等に対しても実施することができる機能。
- 4 美術館から離れた地域に対しては上記のほか、貸出し等により、美術館の作品や資料に触れる機会を提供することができる機能。

《教育普及（館内）事業想定》

1 ワークショップ等の充実

様々な使用形態に対応可能なワークショップルームを活用して、幅広い来館者を対象に、美術に関する学習講座や体験教室を開催する。その際には、彫刻作品等に触って鑑賞するなど障がいのある方も参加できるワークショップや、次のイに掲げるような子ども向けのプログラムの充実を図り、新たな利用者の掘り起こしに努めるものとする。

2 子どもたちのための取組

- ・「親子ミュージアム」など親子で参加できるプログラムを用意し、家族ぐるみで美術を鑑賞する機会を提供。
- ・春・夏・冬休み等に開催する企画展に併せて、休館日を利用した「子どもミュージアム」を開催し、幼い頃から芸術文化に親しむ機会を提供。
- ・子どもたちが親しみやすい内容のプログラム（泥んこ表現を楽しむワークショップ、地面に落書きするイベント等）を拡充。
- ・学校教育での利活用を促進するため、その際の学芸員によるギャラリートークや対話型鑑賞への対応力を強化するとともに、小学校と連携して、県内の小学生（3年生又は4年生）全てが年に1回はクラスで美術館を訪れるようにする。
そうしたことをきっかけに、早くから美術に親しむ子どもたちを増やし、小中学生の美術館利用を飛躍的に増大させる。
- ・子どもたちに鑑賞マナーについても指導するものとする。

《教育普及（館外）事業想定》

1 移動美術館の拡充

美術品が展示可能な市町村営施設等を会場として、収蔵作品を展示・紹介する「移動美術館」の取組を拡充する。その会場は、美術館から遠い地域を優先的に選ぶこととし、展示環境によっては、陶芸や彫刻等の温湿度変化に比較的強い作品を中心に、一部レプリカやデジタル資料を織り交ぜた展示とするなど柔軟に対応する。

2 その他のアウトリーチ活動の拡充

県下各地の学校や公民館等を会場に、収蔵作品に関するレクチャーや様々な創作活動の支援を学芸員が行ったり、県内外のアーティスト等を招いてワークショップやパフォーマンスイベント等を開催したり、映像作品の上映（シアタープログラム）を行うことなどにより、各学校の児童・生徒や遠くまで出かけ難い高齢者、障がい者等を含む周辺住民の皆さんがより身近な場所でアートと触れ合えるようにする。

3 他施設と連携した展開

1、2のような活動を行う際には、県下各地の様々な文化施設と連携しつつ、役割を分担し、各地域における学習機会の格差是正と学習内容の個性化を図る。

必要な機能5 地域・学校・県民との連携・協働

- 1 県民の美術を通じての自発的な学びを支援するため、学芸員等が専門的な指導・助言を行うとともに、必要に応じて資料や図書の検索、閲覧等のサービスを提供することができる機能。
- 2 県民の主体的な作品制作、作品発表を支援するために、必要な展示会場を提供することができる機能。
- 3 美術館に滞在して作品を制作する県内外の作家と交流する機会を県民に提供することで、文化水準の向上・発展を図ることができる機能。
- 4 将来にわたって美術館のリピーターとなり得る子どもたちに美術館や美術に親しみを持って貰えるよう、学校と連携して、学校教育の中で優れた美術と触れ合い想像力や創造性を育むことができる機能。
- 5 県内の他の美術館、大学等の高等教育機関、企業や団体、NPOなどと協力・連携して文化的に豊かな地域づくりを進めるために、学芸員等の指導・助言、イベントの開催、その他様々な連携事業を推進することができる機能。
- 6 特に県内の他の美術館その他の文化施設との間で協力・連携のネットワークを構築し、ハード・ソフトの両面でその中核拠点となって、県内のどこに住んでいても県立美術館を含む各施設の文化的サービスが容易に享受できるようにし、新しい文化の創造・発展を全県的に推進していくことができる機能。

《事業想定》

- 1 県民の創作発表等の機会の提供
県民ギャラリーを県民の創作発表等の場として積極的に活用してもらう。
- 2 アーティスト・イン・レジデンス
国内外から作家を招き、専用のスタジオで制作・発表を行うとともに、県民との交流の機会も設ける。
- 3 ボランティアスタッフの活動拠点化
県内の美術サークル等との連携を強化し、ボランティアスタッフとして美術館の活動を支援してもらうとともに、ボランティア室を彼らの活動拠点として提供。
- 4 各種イベントでの活用
館外主体が行うものも含め、次のようなイベントを展開する。
 - ・エントランスホールや野外オープンスペース等を利用した美術系古本市、アート系フリーマーケット
 - ・美術サークルやNPO団体などが開催する絵画教室や陶芸講座、美術家が制作に関わった絵本等の読み聞かせ会
- 5 学校との連携
県下の各学校と連携して前記教育普及のような取組を展開する一方で、その更なる充実に向けて、次のような体制を整備する。
 - ・学校の授業に美術館の学芸員や資料を活用することや美術館で授業その他の学校行事を行うこと等について相談を受け、必要な支援を行うとともに、美術を通じた学びの方法等を研究し情報を蓄積する「美術ラーニングセンター」的な機能を美術館に持たせる。
 - ・美術館との連携の核となる教員を指定・委嘱し、その教員を核として各学校における連携活動を推進する。
- 6 他施設との総合的連携
県下各地の様々な文化施設との間に協力・連携のネットワークを構築し、その中核として各施設に作品・資料の保管や展示の方法等に関する助言・指導を行ったり、共同で巡回展示や連携講座を実施すること等により、美術館機能の広域的展開を図るとともに、各施設が共同で広報宣伝や利用促進の取組を行うこと等により、観光客を含む各施設の利用者を増やしつつ他施設にも誘導し、県内周遊を促進する。

鳥取県立美術館整備基本計画策定の進め方

時期	教育委員会等（※）	基本計画策定アドバイザー委員会
8月頃～	○基本計画策定のための課題整理 ・特徴ある美術館（エッジをきかせた）としての在り方 ・倉吉未来中心等との連携方策 ・県内美術館とのネットワーク 等	第1回委員会 ・基本構想を起点とした基本計画策定のための課題に対するアドバイス
	○建設地の基礎調査 ○美術館の導入機能、施設計画、事業計画、事業費の素案等の検討 ○PFI手法の検討（事業方式、形態、期間、業務範囲、リスク分担）	
11月頃	○民間事業者への参入意向調査 →事業化に向けた課題整理 →参画意向の把握	第2回委員会 ・美術館の導入機能、施設計画、事業計画へのアドバイス
30年1月以降	○基本計画（案）の検討	第3回委員会（状況により数次開催） ・基本計画（案）へのアドバイス
	○基本計画策定	
	○PFI手法導入可能性の評価 ・従来手法とPFI手法との定量比較評価（VFM評価） ・定性的評価 ・民間事業者サウンディング結果の精査 ・PFI手法による事業実施に向けた総合的評価	
	○県有施設・資産有効活用戦略会議 ○議会にPFI事業者選定アドバイザー業務委託経費を提案	
30～31年度	○PFI事業者の募集・決定	
31～32年度	○PFI事業者による基本設計・実施設計	
33～35年度	○PFI事業者による建設工事（乾燥期間を含む。）	
36年度	開館（予定）	

※基本計画の策定支援及びPFI手法導入可能性調査業務を専門コンサルタントに委託して実施。

水沢委員からのコメント

倉吉が「砂丘社」の拠点であったことと、県立博物館の近代美術コレクションが相乗して、さらに魅力を増すことを意識されることを期待しています。

そのとき河本緑石は、不可欠であると思っています。

しかも、多ジャンルへと連動する（美術、文学、音楽、ダンスなど）可能性を秘めたモダニズムの起点であったと考えます。

（参考：県立博物館記載）

砂丘社（さきゅうしゃ）

砂丘社は、大正中期から昭和初期にかけて、倉吉において先進的な文化運動を展開し、同時に鳥取県における芸術文化の発展にも大いなる貢献をした芸術団体。中心となったのは当時倉吉中学校（現・県立倉吉東高等学校）の図画教師であった中井金三。1920年の創立時のメンバーは、同校の卒業生である前田寛治や河本緑石（本名：義行）、増田英一、卒業後まもない前田利三や在校生の石亀忠利など9名。絵画展や写生会、音楽会、雑誌の編集発行など多彩な活動を行った。

※現在、鳥取県立博物館には、砂丘社創立メンバーのうち、中井金三、前田寛治、増田英一、前田利三の作品が収蔵されている。

河本緑石（かわもと・りよくせき） 1897年～1933年

河本緑石は、教員のかたわら自由律俳句をはじめ現代詩、評論、油彩画、俳画などに才能を発揮した。倉吉市内白壁土蔵群の一角に「河本緑石記念館」がある。

東伯郡社村福光（現在の倉吉市福光）に生まれる。進学した盛岡高等農林学校（現・岩手大学農学部）では、宮澤賢治らと文芸同人誌『アザリア』を発刊、毎号俳句や詩、随筆を発表した。宮澤賢治とは生涯変わらぬ親交を結んだ。さらに緑石は郷里の芸術団体「砂丘社」に参加、多彩な活動を行った。鳥取県立農学校（現・県立倉吉農業高等学校）に勤務するが、1933年に水泳訓練中の同僚を救助しようとして亡くなった。

※現在、鳥取県立博物館には河本緑石作品は収蔵されていない。

